

令和元年度

大阪港内台船借上げ及び設置等作業

仕様書

第五管区海上保安本部

仕様書

第五管区海上保安本部

1 件名

大阪港内台船借上げ及び設置等作業

2 概要

本件は、巡視船艇を係留するため、台船を借上げ、大阪港内の公共岸壁等への設置を実施するもの。

3 契約期間及び借上げ設置期間

契約期間

契約日から令和元年7月5日（金）まで

借上げ設置期間

下記(1)(2)の期間とし、同期間中は巡視船艇が、係留可能な状態である期間とする。
台風等の影響により、作業できない場合は、上記「契約期間」の中で、監督職員と調整するものとする。

(1) 設置日

令和元年6月17日（月）とする。

（天候悪化等により設置できない場合は、令和元年6月18日（火）を予備日とする。）

(2) 撤去日

令和元年7月1日（月）とする。

4 経費区分

当作業について、次の経費を含むものとする。

詳細については、以下の特記仕様によるものとする。

- ・台船に関する費用（賃貸借料）
- ・項目5の指定場所までの台船曳航に関する一切の費用
- ・指定場所での設置及び撤去時にに関する一切の費用
- ・消耗品費、保険料、発生撤去材処分料、その他適切な業務の遂行に必要な費用。

5 設置場所

(1) 大阪港中央突堤南船溜り（東岸壁）

大阪市港区海岸通2地先

(2) 大阪港オズ岸壁

大阪市住之江区南港北3地先

6 検査職員による検査及び支払い方法

検査職員による検査については、項目5の設置場所から、係留に伴う工作物等を含め、借上げた台船撤去されたことを確認されたことを確認するものとする。

支払いについては完了払いとし、受注者が検査合格後に作成、提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、その代金を請負者に支払うものとする。

7 一般的事項

- (1) 本件は、常に善良な注意をもって業務の遂行に努めること。
- (2) 契約履行にあたり、本仕様書に基づき実施すること。
- (3) 本仕様書に定めがない軽微な事項及び疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

監督職員：第五管区海上保安本部警備救難部救難課

- (5) 作業の着手、本作業及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。

上記に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

- (6) 作業の際は、事故防止対策を講じるとともに、海上保安業務及び他の関係機関及び港内設置場所周辺を停泊地としている関係者に支障を来たすことがないように配慮すること。
- (7) 本業務に必要な工具、計測機器、清掃等の機材は、受注者の負担とする。
- (8) 本業務の遂行中に発生した廃材等は、受注者が法令を遵守し、適正に処分すること。
- (9) 本件は、天災地変等の事情により期間内で早期に撤収する場合がある。

8 特記仕様

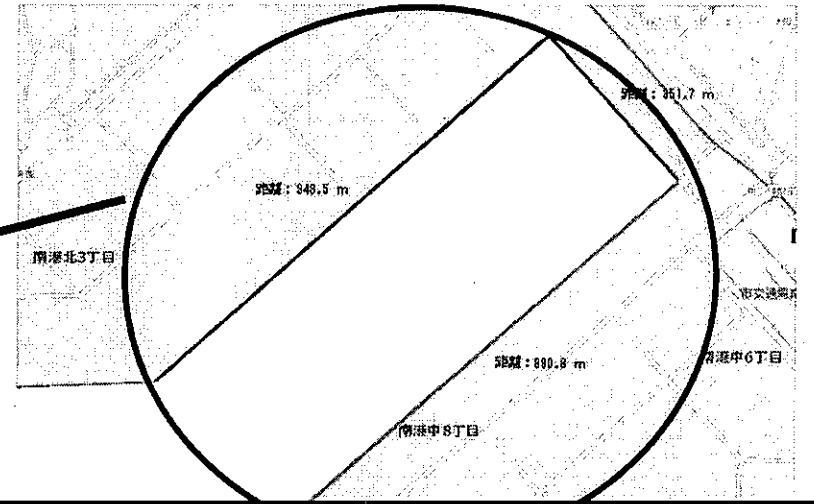
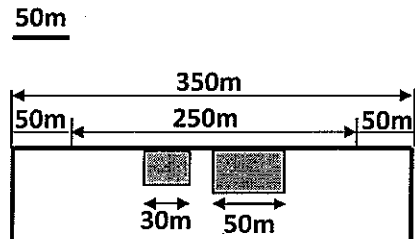
- (1) 項目5(1)(2)及び別図(台船設置場所)のとおり、次表の台船を設置する。

| (1)大阪港中央突堤南船溜り(計1基) | (2)大阪港オズ岸壁(計2基) |
|--|--|
| 同船溜り内東岸壁 | |
| ① 台船60m型 1基 (参考規格) 長さ 60m 幅 20m~25m程度 深 3.0m程度 | ② 台船30m型 1基 (参考規格) 長さ 30m 幅 12m程度 深 2.2m程度 |

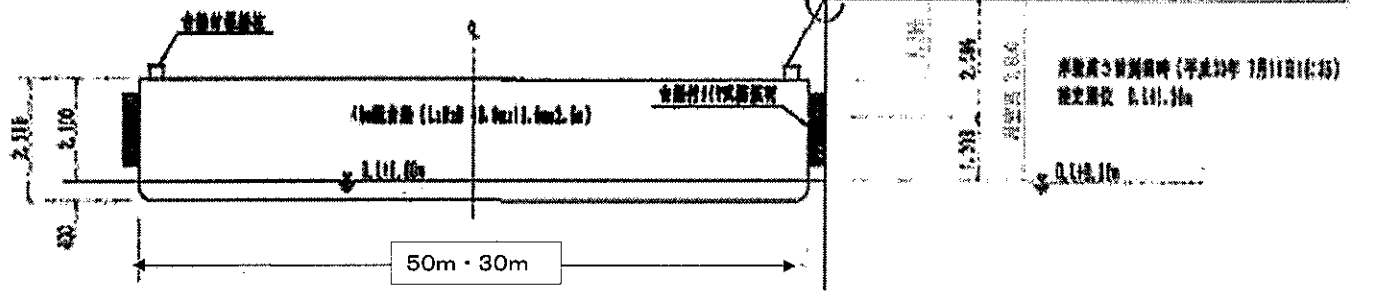
| | |
|--|--|
| <p>※長さを優先とし、幅及び深さについては、事前に監督職員に連絡すること。</p> | <p>③ 台船 50m型 1基</p> <p>(参考規格)</p> <p>長さ 50m</p> <p>幅 15m～20m程度</p> <p>深 2.5m～3.0m程度</p> <p>※長さを優先とし、幅及び深さについては、事前に監督職員に連絡すること。</p> |
|--|--|

- (2) 台船の設置要領については、別図（台船設置係留要領）のとおりとする。
- なお、係留に必要な係留索、岸壁等との接触及び擦れ防止等、安全に岸壁係留が可能な一切の物品は、受注者で準備すること。
- (3) 台船の設置については、岸壁側のビット等工作物を使用し、係留索により設置することから、各台船には係船柱を有すること。
- （大阪港中央突堤南船溜りの東岸壁については、ケーソン吊環を使用しての係留について考慮する）
- 沖側へのケッチアンカーは設置しない。
- なお、設置にあたっては、係留索と岸壁等の擦れ止め防止措置を十分に行う。
- 岸壁工作物と台船係船柱間を係留索係留する際、各高低差の影響で、台船係留索の脱落の恐れがあるので、脱落防止措置について考慮すること。
- (4) 台船設置の係船柱等については、下記船舶の規格に対応した艀装であること。
- （規格）全長：30メートル程度、総トン数：130トン程度
- (5) 大阪港オズ岸壁に設置する2基の台船にあつては、必要に応じてロープ等により連結可能な係留索等を準備しておくこと。（現仕様では、連結を求めている）
- (6) 撤去に際しては、原型復旧を原則とする。
- (7) 設置完了後、巡視船艇を係留し、係留状態が良好である旨を確認した時点から、項目3「借上げ設置期間」の始期とする。
- (8) 「軽微な変更」として、
- 指定した設置場所について、仕様の一部が変更となった場合（係留位置等）
- 前記（7）の設置完了後、巡視船艇の係留等に不具合（良好な係留が認められない）が発生した場合は協議のうえ、契約金額の範囲内で対応すること。
- ただし、契約締結後、経済事情の変化や法令改正により、契約金額の改定を必要とする場合は、発注者及び受注者間で協議し決するものとする。
- (9) 借上げ設置期間中に、大規模な災害が予想される場合（台風、大規模低気圧、潮位に影響する集中豪雨等）には、借上げ台船の保船に伴う必要な措置及び、発注者に対する指導等を行うものとする。

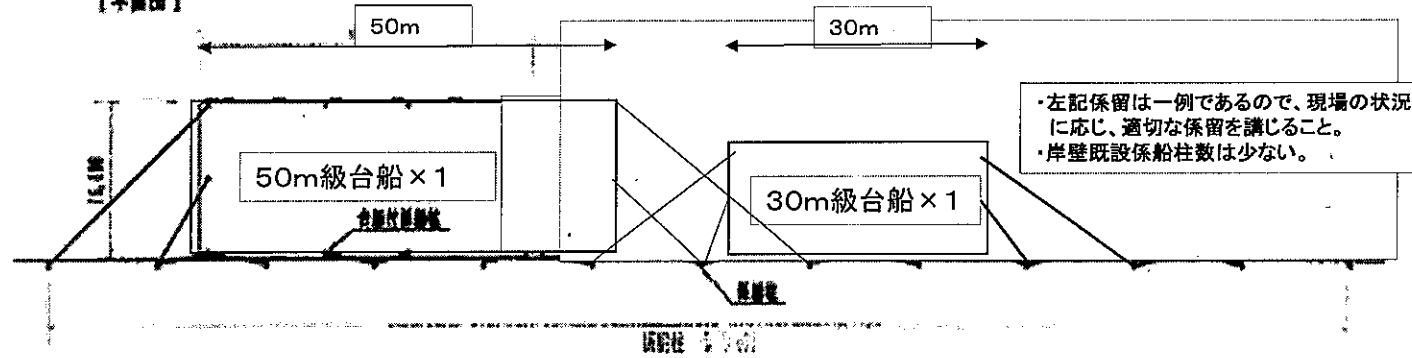
大阪港オズ岸壁付近



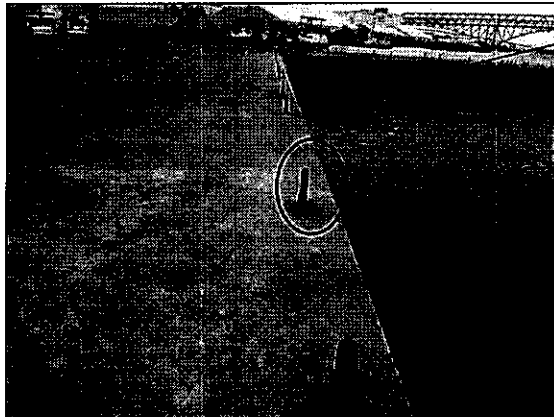
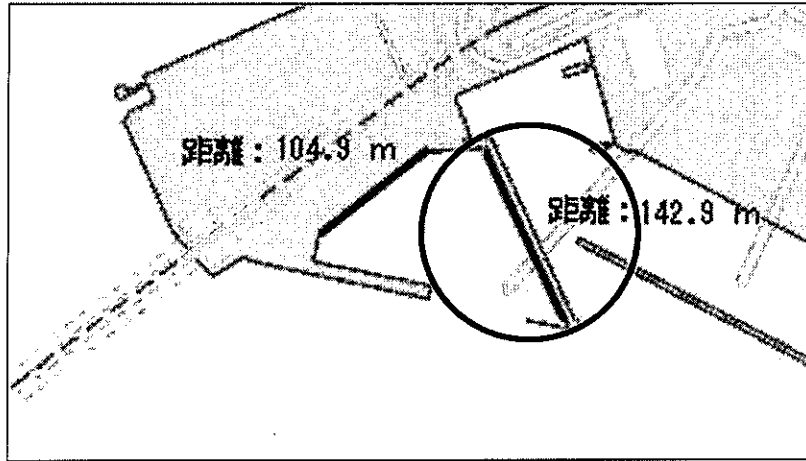
大阪港オズ岸壁付近
(50m級台船係留要領)
【断面図】



【平面図】



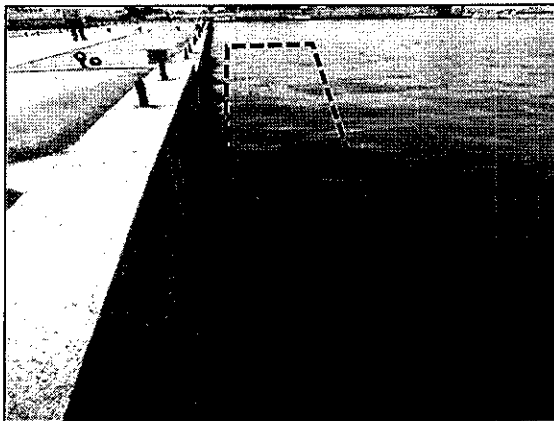
大阪港中央突堤南船溜り付近



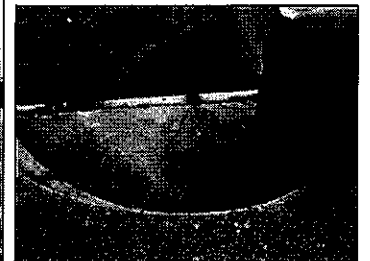
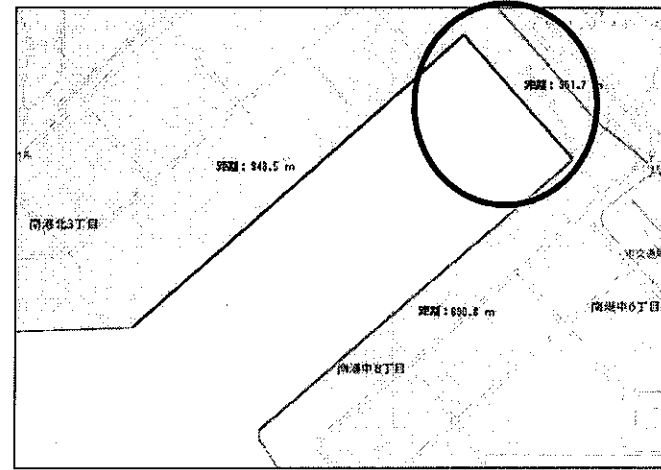
・縦型の防舷材ではない
(空洞)



・ケーソン吊環



大阪港オズ岸壁付近



・既設岸壁係船柱(10T)
※20m間隔で設置

